

平成十八年三月二十二日受領  
答弁第一四二号

内閣衆質一六四第一四二号

平成十八年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出民族の定義に関する質問に対する答弁書

一について

民族の定義については、我が国の現行の法令において規定されたものはない。

二について

日本の民族構成がどのようなようになっていくかについては、民族の定義について、一について述べたような状況にあることから、お答えすることは困難である。

三について

アイヌの人々が民族であるか否かについては、一について述べたとおり、法令において民族の定義が規定されたものはないが、平成七年三月に当時の五十嵐内閣官房長官の下に設置された「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書（平成八年四月）によれば、「一般に、民族の定義は言語、宗教、文化等の客観的基準と、民族意識、帰属意識といった主観的基準の両面から説明される」とされており、アイヌの人々は、独自の言語、文化とともに、民族としての帰属意識を有することから、民族であると考えている。